

(表)

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要	1							
敷地面積	2						m <sup>2</sup>	
給油空地	3	間口	m				奥行	m
注油空地	4 有 (容器詰替・移動貯蔵タンクに注入)・無							
空地の舗装	5 コンクリート・その他 ( )							
6 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階	数	建築面積			水平投影面積		
	(1) 階		(2) m <sup>2</sup>			(3) m <sup>2</sup>		
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口	
	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(7)	
7 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり	
	(3)	(4) m <sup>2</sup>	(4) m <sup>2</sup>	(5)	(6)	(6)	(6)	
上階の有無 (給油取扱所以外)	8 有 (用途 ) ・ 無 (有の場合、屋根又はひさしの有無 有 ( m ) ・ 無)							
9 建築物の用途別面積	項目	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分 (係員のみが出入りするものを除く。)の床面積 (2階以上を含む。)			
	用途							
	(1) 第1号	m <sup>2</sup>						
	(2) 第1号の2	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	(3) 第2号	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	(4) 第3号	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	(5) 第4号	m <sup>2</sup>						
	(6) 第5号	m <sup>2</sup>						
(7) 計	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				
10 周囲の塀又は壁	構造等					高さ	m	
	はめごろし戸の有無 有 (網入りガラス・その他 ( ))・無							

(給油取扱所構造設備明細書)

- 1 「事業の概要」欄は、給油取扱所を設置する事業所等の事業の概要を記入する。
- 2 「敷地面積」欄は、給油取扱所の用に供する部分の敷地面積を記入する。
- 3 「給油空地」欄は、次により記入する。
  - (1) 間口の部分は、給油空地で道路境界線に接し自動車等が出入する側の長さを記入する。
  - (2) 奥行とは、給油空地で自動車等が出入する側からの奥行の長さを記入する。
- 4 「注油空地」欄は、有無に○を付けるとともに、有の場合は、かっこ内の該当する項目に○を付ける。
- 5 「空地の舗装」欄は、コンクリート以外の場合には、その他に○を付け、かっこ内に舗装材料等を記入する。
- 6 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」欄は、次により記入する。
  - (1) 「階数」欄は、建築物の建築基準法施行令第2条第8号で規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入する。
  - (2) 「建築面積」欄は、給油取扱所の建築基準法施行令第2条第2号で規定する面積を記入する。
  - (3) 「水平投影面積」欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入する。
  - (4) 「壁」欄は、外壁又は給油取扱所以外の用途との区画の構造を記入する。
  - (5) 「柱」、「床」、「はり」、「屋根」欄は、構造を記入する。なお、建築基準法における構造も併せて記入する。
  - (6) 「窓」欄は、外壁部分にある窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）及び窓枠の材質（スチールサッシ、アルミサッシ等）並びに建築基準法における耐火性能（特定防火設備、防火設備等）をかっこ書きで記入する。
  - (7) 「出入口」欄は、外壁部分にある出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）及び出入口の枠並びに建築基準法における耐火性能を記入する。
- 7 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」欄は、給油取扱所を含めた建築物全体の構造を次により記入する。
  - (1) 建築物全体が給油取扱所である場合は、記入しない。
  - (2) 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも建築物全体の構造を記入する。
  - (3) 「階数」欄は、給油取扱所を設置する階数を記入する。ただし、地階がある場合は、「地上○階、地下○階」と記入する。
  - (4) 「延べ面積」及び「建築面積」欄は、給油取扱所が設置される部分が単独で地盤面上に設けられているとみなして面積を記入する。
  - (5) 「壁」の部分は、建築物の外壁の構造を記入する。
  - (6) 「柱」、「床」、「はり」の欄は、前記6(5)の例による。
- 8 「上階の有無（給油取扱所以外）」欄は、給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途がある場合には、有に○をつける。また、給油取扱所に上階がある場合、延焼防止の屋根又はひさしの有無及び屋根又はひさし外縁部から上階の外壁までの最短距離を記入する。

屋外給油所を設置する場合、は空欄となる。
- 9 「建築物の用途別面積」欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積とし、欄は、次により記入する。なお、建築物の用途については、危険物規則第25条の4で定める区分とする。
  - (1) 「第1号」欄は、「給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場」のうち床又は壁で区画された1階部分の床面積（ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等）を記入す

(給油取扱所構造設備明細書)

る。なお、ポンプ室、油庫及び給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等で区画されたものを除く。）は、給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場に含まれる。

- (2) 「第1号の2」欄は、「給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち床又は壁で区画された部分の床面積（原則として従業員のみが立ち入る事務所、更衣室、階段室、休憩室、倉庫、シャワー室、便所等）を記入する。
  - (3) 第2号欄は、「給油取扱所に入入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」で通常給油取扱所に入入りする客等が、立ち入る販売室、店舗、飲食店、展示場、階段室、便所等の部分の面積を記入する。
  - (4) 第3号欄は、「自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等により区画された部分限る。）」でリフト室、雑品庫等の面積を記入する。
  - (5) 第4号欄は、「自動車等の洗浄を行う作業場（壁等により区画された部分限る。）」で自動車等の洗浄作業を行う部分面積を記入する。
  - (6) 「第5号」欄は、給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務（本社機能の事務所等）を行うための事務所の面積を記入する。
  - (7) 「計」欄は、「1階」にあつては、第1号から第5号までの面積の合計を、「2階以上を含む」の欄にあつては、床または壁で区画された部分のうち、係員のみが入り出す部分を除いた第1号の2から第3号までの面積の合計を記入する。
- 10 「周囲の塀又は壁」欄は、防火塀又は上階がある場合の防火塀代替の壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入するとともに、はめごろし戸がある場合は、仕様を記入する。

(裏)

固定給油設備等	11 項目 設備	型 式	数	道 路 境 界 線 か ら の 間 隔	敷 地 境 界 線 か ら の 間 隔
	固定給油設備	(1)	(2)	(3) m	(3) m
固定注油設備				m	m
固定給油設備以外の給油設備	12 給油配管及び（ホース機器・給油ホース車（ 台））・給油タンク車				
附随設備の概要	13				
電 気 設 備	14				
消 火 設 備	15				
警 報 設 備	16				
避 難 設 備	17				
事務所等その他火気使用設備	18				
滞 留 防 止 措 置	19 地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他（ ）				
流 出 防 止 措 置	20 排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他（ ）				
21 タンク設備	専 用 タ ン ク		可燃性蒸気回収設備	有 ・ 無	
	廃 油 タ ン ク 等		簡 易 タ ン ク		
工 事 請 負 者 住 所 氏 名	22 電話				

- 備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のホ又は様式第4のへ）を添付すること。

(給油取扱所構造設備明細書)

- 11 「固定給油設備等」欄は、次により記入する。
  - (1) 「型式」欄は、設置する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）型式名を記入する。
  - (2) 「数」欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入する。
  - (3) 「道路境界からの間隔」及び「敷地境界からの間隔」欄は、固定給油設備等のうち、給油ホースの根元から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記入する。
- 12 「固定給油設備以外の給油設備」欄は、給油取扱所に設置する固定給油設備以外の給油設備の種類を記入する。
- 13 「附随設備の概要」欄は、危険物規則第 25 条の 5 で規定する附随設備の種類、設置数等を記入する。
- 14 「電気設備」欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入する。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められる。
- 15 「消火設備」欄は、危険物令別表第 5 の消火設備の区分のうち、設置するものを、例えば「第 3 種泡消火設備（固定式）」、「第 5 種（粉末 A B C 消火器 3. 5 kg）」と記入する。
- 16 「警報設備」欄は、危険物規則第 3 7 条第項で規定する区分により、「加入電話」、「自動火災報知設備」等と記入する。
- 17 「避難設備」欄は、給油取扱所に設置する避難設備の種類及びその概要を記入する。
- 18 「事務所等その他火気使用設備」欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類、及び使用場所並びにボイラー等の機種、及び設置場所を記入する。
- 19 「滞留防止措置」欄は、地盤面に傾斜を設ける措置以外の場合は、その他のかっこ内に仕様を記入する。
- 20 「流出防止措置」欄は、排水溝、油分離装置を設ける以外の場合は、その他のかっこ内に仕様を記入する。
- 21 「タンク設備」欄は、次により記入する。
  - (1) 「専用タンク」、「廃油タンク等」欄は、それぞれの区分に応じた設置数及びかっこ書きでそのタンク形状を記入する。

例 30KL×1 基、20KL×1 基、20KL 中仕切（10:10）×1 基
  - (2) 「可燃性蒸気回収設備」欄は、有無に○を付ける。
  - (3) 「簡易タンク」欄は、型式名及び設置数を記入する。
- 22 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入する。

様式第4のり (第4条、第5条関係)

(表)

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要								
敷地面積		m <sup>2</sup>						
給油空地		間口 m 奥行 m						
注油空地		有 (容器詰替・移動貯蔵タンクに注入) ・ 無						
空地の舗装		コンクリート・その他 ( )						
建築物の給油取扱所の用に供する部分構造		階数		建築面積		水平投影面積		
		階		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
		壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造		階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
上階の有無 (給油取扱所以外)		有 (用途 ) ・ 無 (有の場合、屋根又はひさしの有無 有 ( m ) ・ 無)						
建築物の用途別面積	項目	床又は壁で区画された部分の1階の床面積			床又は壁で区画された部分 (係員のみが出入りするものを除く。)の床面積 (2階以上を含む。)			
	用途							
	第1号	m <sup>2</sup>						
	第1号の2	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	第2号	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	第3号	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			
	第4号	m <sup>2</sup>						
	第5号	m <sup>2</sup>						
計	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				
周囲の塀又は壁		構造等			高さ	m		
		はめごろし戸の有無 有 (網入りガラス・その他 ( )) ・ 無						

(裏)

固定給油設備等	項目	形	式	数	道路境界線 からの間隔	敷地境界線 からの間隔
	設備				m	m
	固定給油設備				m	m
固定注油設備					m	m
固定給油設備以外の給油設備	給油配管及び（ホース器機・給油ホース車（台））・給油タンク車					
附随設備の概要						
電気設備						
消火設備						
警報設備						
避難設備						
事務所等その他 火気使用設備						
滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他（ ）					
流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他（ ）					
タンク設備	専用タンク			可燃性蒸気 回収設備	有・無	
	廃油タンク等			簡易タンク		
工事請負者 住所氏名	電話					

備考 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。

4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書（様式第4のホ又は様式第4のへ）を添付すること。